

平成二十一年五月二十五日付け広島県報（定期）第四十号に登載の広島県告示第五百三十二号（特定計量器の定期検査の実施）の一部を次のように訂正する。

商工労働局総務管理部商工労働総務課長

一	ページ	行	誤	正
の欄の六	三の表実施場所			
	三和公民会館			
	三和公民館			